

江戸川区立下鎌田東小学校PTA規約

第一章 名 称

第一条 この会は、江戸川区立下鎌田東小学校PTAと称し、事務所を下鎌田東小学校内に置く。

第二章 目 的

第二条 この会は、保護者と教職員とが協力して、学校と家庭と社会における、児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第三章 方 針

第三条 この会は、児童の福祉を増進し、教育の向上を図ることを本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

一、学校と家庭の緊密な連絡と協力により、学校の教育目標の実現に努め、心身共に健全な児童の育成を図る。

二、学校及び地域社会の教育的環境を整備するため、国及び地方公共団体からの教育予算の充実に努める。

三、児童の福祉増進と、地域社会の文化の向上に努め、民主的な社会教育の拡充を図る。

四、学校の教育方針の助成に努めるが、学校管理や教職員の人事には干渉しない。

五、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。

六、児童福祉のために活動する他の諸団体と協力するが、他団体からの干渉は受けない。

第四章 会 員

第 四 条 この会の会員となることのできる者は、次の通りである。

- 一、江戸川区立下鎌田東小学校に在籍する児童の保護者。
- 二、江戸川区立下鎌田東小学校に勤務する教職員。

第 五 条 会員は、この規約のもとで、すべて平等の権利を有するとともに、会の健全なる発展のため協力する義務がある。

第 六 条 会員は所定の会費を納める。詳細は次の通りとする。

- 一、会費は一世帯月額四百円とする。ただし、予算の執行状況に余剰がある場合、会員の承認を得ることで、該当年度の会費の減額を可能とする。
- 二、入会済の会員については、次年度以降卒業まで自動継続とする。
- 三、年度途中の退会については、「退会届」の提出をもって途中退会を可能とし、支払い済の会費は月割りで返金を行う。

第五章 経 理

第 七 条 この会の活動に要する経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入によって支弁される。また、必要があれば、一時借入金によることができる。

第 八 条 この会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行われ、決算は、会計監査を経て総会に報告され、会員の承認を得なければならない。

第九条 この会の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第六章 役員

第十条 この会に、次の役員を置く。

- 一、会長 一名（保護者）
- 二、副会長 若干名（保護者、教職員）
- 三、書記 若干名（保護者、教職員）
- 四、会計 若干名（保護者、教職員）

第十一条 役員は、別に定める選出規定に基づいて選ばれ、年度末総会において会員の承認を得て就任する。

第十二条 役員の任期は一年とする。ただし、重任を妨げない。

第十三条 会長は、この会を総括し、総会、運営委員会および役員会を招集し、役員会の議長となる。

第十四条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第十五条 書記は、総会、役員会および運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録し、通信その他の文書類を保管するほか、この会の庶務を行う。

第十六条 会計は、予算に、基づいていっさいの会計事務を処理し、総会等に会計報告をするほか、この会の財産を管理する。

第七章 会計監査委員

第十七条 この会の経理状況を監査するため、二名の会計監査委員を置く。

会計監査委員の任期は一年とする。但し、重任を妨げない。

第十八条 会計監査委員は、別に定める選出規定により選ばれ、年度末総会において会員の承認を得て就任する。

第十九条 会計監査委員は、必要に応じてこの会の経理状況について監査し、春季総会にその結果を報告するほか役員と同じく運営にあたる。

第八章 総会

第二十条 総会は、この会の最高議決機関であつて、全会員をもつて構成される。

第二十一条 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は、春季及び年度末に開催する。

第二十二条 春季総会は、次の事項を行う。

- 一、 会員の異動に関する報告。
- 二、 学級、学年委員、校外地区委員及び常置委員に関する報告。
- 三、 前年度会計決算及び会計監査報告と承認。
- 四、 年間活動計画及び予算の審議決定。
- 五、 その他緊急処理事項。

第二十三条 年度末総会においては、選出委員会の推薦に基づき、新年度役員及び会計監査委員の承認を行う。

第二十四条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の五分の一以上の要求があったときに開催する。

第二十五条 総会は、会員現在数の五分の一（委任状を含む）以上の出席がなければ、その会を開き議決することができない。
委任状は総会通知と同時に会員に配布する。

第二十六条 総会の議事は、出席者（委任状を含む）の過半数で決める。

第九章 役員会

第二十七条 役員会は、この会の役員及び校長をとまって構成され、会の運営上必要な事項について企画立案し、運営委員会に提案するほか、決定された業務の執行にあたる。
前項の処置をとったときは、必ず次期運営委員会に報告しなければならない。

第二十八条 役員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の三分の一以上の要求があったときに開催する。

第二十九条 役員会の議事は、出席者の過半数で決める。

第十章 運営委員会

第三十条 運営委員会は、この会の役員、校長及び運営委員をもって構成される。

第三十一条 運営委員は、次の通りとする。

- 一、常置委員会の委員長及び副委員長(教職員一名を含む)
- 二、学年代表委員(学年代表教職員二名を含む)
- 三、校外地区代表委員(担当教職員一名を含む)
- 四、特別委員会の置かれている場合は、その正副委員長

第三十二条 運営委員会は、次の事項を行う。

- 一、役員会及び学年委員会、校外委員会、常置委員会、特別委員会で立案された事業計画等について審議するとともに、各種委員会活動の連絡調整をはかる。
- 二、総会に提出する議案を検討し、調整する。
- 三、総会で決められた予算にしたがって、経理が適正に行われるように協力し、必要に応じて予算を補正する。
- 四、会員より提起された問題及び委託された事項を処理する。

第三十三条 運営委員会は、年四回例会を開くほか、会長が必要と認めたとき、または構成員の三分の一以上の要求があったときに開催する。

第三十四条 運営委員会は、運営委員の二分の一以上が出席しなければ、その会を開き議決することができない。

第三十五条 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数で決める。

第十一章 学級、学年委員会

第三十六条 各学級及び学年には、それぞれ学級、学年委員会を置く。

第三十七条 学級及び学年委員会は、この会の目的や方針に基づき、児童の教育を向上発展させるため、学級及び学年の会員相互の結びつきを深め、連絡協調を図る。

第三十八条 学級委員会は、学級ごとに選出した学級委員をもって構成する。

第三十九条 学年委員会は、学年ごとに、すべての学級委員をもって構成し、学級代表委員を学年代表委員とする。

第四十条 学年代表委員は、運営委員会に参加するほか、学年代表委員会を構成し、互選により正副委員長を選出する。

第四十一条 学級、学年委員会及び学年代表委員会は、運営委員会及び学級、学年相互に密接な連携をはかり、この会の目的や方針に基づいて活動し、単独または特殊な行為は行わないようにする。

第四十二条 学級、学年委員会及び学年代表委員会の運営に関する細則は別に定める。

第十二章 校外地区委員会

第四十三条 各地区は、別に定める学校の校外生活指導組織により編成される班の会員より正副班長を選出し地区委員会を構成する。

第四十四条 校外地区委員会は、学級ごとに選出した校外地区委員をもつて構成し、互選により正副委員長を選出する。
正副委員長は、運営委員会に参加する。

第四十五条 校外地区委員の互選により、正副地区長を選出し、正副委員長、各地区正副地区長によって、地区代表委員会を設ける。

第四十六条 地区委員会及び地区代表委員会は、学校の校外生活指導方針に協力し、児童の校外における健康で安全な生活を助成するとともに、自主的な地区活動の充実を図る。

第十三章 常置委員会および特別委員会

第四十七条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究および企画、実行するため、常置委員会として、広報委員会を置く。常置委員会の任務に関しては、細則で定める。

第四十八条 常置委員会の委員は、学級ごとに選出された学級委員が兼任する。常置委員会の委員長（保護者一名）および副委員長（保護者一名、教職員一名）は、委員の互選により選出され、運営委員会の構成員となる。

第四十九条

この会の特別な事項について必要があるときは、運営委員会の承認を得て特別委員会を設けることができる。特別委員会の正副委員長は、委員の互選により選ばれ、その設置期間のみ運営委員会の構成員となる。特別委員会は、その任務を終了したときに解散する。

第五十条

常置委員会および特別委員会の事業計画ならびにその執行状況については、その都度運営委員会に報告し、緊密な連携を図る。

第十四章 各種委員会活動の助言

第五十一条

校長は、学校管理および教育上、各種委員会等に出席して、意見をのべ助言を行うことができる。教職員は、学級、学年委員会、地区委員会および常置委員会にそれぞれ所属し、保護者と協力提携し、この会の健全な成長発展につとめる。役員、会計監査委員は各種委員会等に参加して、必要な助言を行いそれぞれの活動の充実強化をはかる。

第十五章 顧問

第五十二条

この会に、顧問を置くことができる。顧問は歴代会長がこれにあたる。

第五十三条

顧問は、この会の企画運営に関与しないが、この会の目的達成に必要な助言を行い協力する。

第十六章 細則および規程

第五十四条 この会の運営上必要な細則および規程は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第五十五条 運営委員会において、細則または規程を制定あるいは改廃したときは、その経過を、次期総会に報告しなければならない。

第十七章 改正

第五十六条 この規約は、会員の五分の一以上（委任状を含む）が出席する総会において、三分の二以上（委任状を含む）の賛成者がいなければ、改正することができない。ただし、改正案は、総会開催の少なくとも二週間前に、全会員に知らせておかなければならない。

第十八章 その他

第五十七条 規約外の諸事項については、運営委員会の議決を経て定める。

※
付
則
※

この規約は、

昭和四十六年十二月六日より施行する。
昭和五十年四月一日より改正
昭和五十六年四月一日より改正
昭和五十九年四月一日より改正
昭和六十二年四月一日より改正
平成十四年四月一日より改正
平成十六年四月一日より改正
平成二十一年四月一日より改正
令和七年四月一日より改正

江戸川区立下鎌田東小学校PTA規約施行細則

第一章 役員及び会計監査委員の選任と補充

第一条 役員及び会計監査委員候補者を選出するため規約第十一条及び第十八条の規定に基づき役員、会計監査委員候補者選出委員会（以下選出委員会という）を設置する。

第二条 選出委員会は、八名の委員で構成され、その選任は次の通り行われる。

一、学年委員会、校外地区委員会、常置委員会において、保護者の中から計六名の委員を互選する。

二、教職員の中から、二名の委員を互選する。

三、選出委員は、運営委員会の承認を得て就任し、その任務が終わったとき解任される。

第三条 選出委員会は、正副委員長を互選し、次の職務を行う。

一、会員の意向を充分に尊重して、役員及び会計監査委員候補者を推薦し、候補者の同意を得る。

二、年度末総会に、役員及び会計監査委員候補者を報告し、会員の承認を得る。

第四条 選出委員は、役員及び会計監査委員の候補者となることができる。

第五条 年度末総会において、承認された役員及び会計監査委員は次年度四月一日より就任する。

第六条 会長に欠員を生じたときは、副会長の互選により会長を選任する。
但しその任期は、前任者の残任期間とする。

第七条 会長以外の役員及び会計監査委員に欠員を生じたときは、必要に応じて運営委員会がこれを補充する。ただしその任期は、前任者の残任期間とする。

第二章 学級及び学年委員会

第八条 規約第四十二条に基づく、学級及び学年委員会の運営は、次の通り行われる。

第九条 学級集会は、次のような目的で、各学級を単位として開かれるもので、学級代表委員は学年担任と協議のうえ招集し、その運営にあたる。

- 一、学級会員相互の理解を深め親睦をはかる。
- 二、担任との話し合いを通じ、信頼を深め合う。
- 三、児童の学習、しつけ、遊びなどの共通問題について意見を交換する。
- 四、学級活動の進め方について考える。

第十条 学級委員会は、必要に応じて、学級代表委員が担任と協議して開き、次の事項を行う。

- 一、学級集会の準備とまとめ
- 二、学級活動の準備とまとめ
- 三、その他必要な事項

第十一条 学年集会は、学年に共通する事項について話し合う必要があるとき、学年会員が集まって開くもので、学年代表委員が学年主任と協議の上招集し、その運営にあたる。

第十二条 学年委員会は、必要に応じて、学年代表委員が学年主任と協議のうえ開き、その運営にあたる。

- 一、各学級活動の経験の交流
- 二、各学級間の意志統一
- 三、学年の行事計画
- 四、役員会、運営委員会等の決定事項の実践方法審議

第十三条 学年代表委員会は、必要に応じて、学年代表委員長が教職員側学年代表委員と協議して開き、その運営にあたる。

- 一、各学年相互の活動上の経験交流
- 二、全学年を通して意志統一の必要な事項
- 三、役員会、運営委員会等の決定事項の実践方法審議

第三章 常置委員会の任務

第十四条 規約第四十七条二項に基づく、常置委員会の任務は、次の通りである。

第十五条 広報委員会は、次の活動を行う。

- 一、会員に対する情報の伝達を速やかに行い、経験の交流を活発にする。
- 二、会員の意見や願いを幅広く取り上げ、会の運営に反映させる。
- 三、必要に応じて、地域社会及び諸団体との交流を図る。

第 四 章 改 正

第 十 六 条

この細則は、運営委員会において、運営委員の三分の二以上の賛成がなければ、改正することができない。
但し、改正案は、運営委員会の少なくとも一週間前に各構成委員に知らせておかなければならない。
改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

※ 付 則 ※

この施行細則は、

昭和四十六年十二月六日より施行する。
昭和五十年四月一日より改正
昭和五十六年四月一日より改正
昭和五十九年四月一日より改正
昭和六十二年四月一日より改正
平成十四年四月一日より改正
平成十六年四月一日より改正
令和七年四月一日より改正

PTA 慶弔規程

一、祝 金

(一) 結婚祝い
(二) 出産祝い

教職員 五、〇〇〇円
教職員 五、〇〇〇円

二、転退任記念

教職員 二、〇〇〇円＋在任年数×一、〇〇〇円

三、死亡弔慰金

会員及び児童 一〇、〇〇〇円
教職員の配偶者 五、〇〇〇円

四、傷病見舞金

会員及び児童 五、〇〇〇円
(二週間以上入院の場合)

五、その他

特別な場合は運営委員会にて協議する

六、この規程は昭和五十三年四月一日改正実施する。

平成十四年四月一日改正実施する。

平成十六年四月一日改正実施する。

平成二十一年四月一日改正実施する。